参考資料１

平成 25 年度事業計画【船員保険事業関係】　新旧対照表

平成 25 年度	平成 24 年度
Ⅰ．事業運営の基本方針	Ⅰ．事業運営の基本方針
Ⅱ．重点事項	Ⅱ．重点事項
１．保険運営の企画・実施	１．保険運営の企画・実施
２．船員保険給付等の円滑な実施	２．船員保険給付等の円滑な実施
３．保健・福祉事業の着実な実施 (1)　保健事業の効果的な推進 第二期特定健康診査等実施計画（平成 25 年度～平成 29 年度）の初年度として、以下のような取組みを実施する。 ◆　被扶養者の特定健康診査について、保険者負担の上限額を引き上げることにより、自己負担額の軽減を図る。 ◆　被扶養者についても、希望する方については生活習慣病予防健診の受診を可能とする。 ◆　船舶所有者経由で送付していた被扶養者に対する受診券について、被扶養者の自宅（被保険者宅）へ直接送付するとともに、被保険者や被扶養者に対する健診受診勧奨文書については、自宅に送付する。 ◆　引き続き、健診実施機関の拡大に努め、特に総合健診（人間ドック）については、船員保険会直営の健診実施機関以外での受診を可能とする。	３．保健・福祉事業の着実な実施 (1)　保健事業の効果的な推進 ◆　船員労働の特殊性を踏まえたサービスの向上を図るよう、外部委託事業者のノウハウを活用し、健診及び特定保健指導を中核として、保健事業の効果的な推進を図る。 ◆　船員手帳健診の実施機関情報の収集等を行い、必要な地域に健診実施機関を拡大する。また、被保険者の特定保健指導の外部委託実施機関を拡大する。 (2)　特定健康診査及び特定保健指導の推進 ◆　外部委託事業者のノウハウを活用し、適切な広報を通じて、加入者の健康に対する意識を高めるなど、健診受診率や特定保健指導の実施率の向上を図る。 ◆　加入者あて文書の送付時等に必要に応じて、健診及び特定保健指導

◆　船員手帳健康証明データについては、被保険者から直接収集する取組みを開始するとともに、船舶所有者に対する収集の働きかけも強化する。 ◆　特定保健指導対象者に対し、オーダーメイドの情報提供冊子を用いて特定保健指導の利用勧奨を実施するとともに、未利用者に対しては文書により再勧奨を実施する。	の案内チラシを同封することや関係団体の協力を得て船員関係機関紙等を活用する等、適切な広報を実施する。また、疾病任意継続被保険者に対して保険証や保険料納付書等の送付時に健診案内チラシを同封する。 ◆　生活習慣病予防健診について、健診案内パンフレット送付時に対象者名を記載した受診券を船舶所有者を通じて交付する方式を導入し、受診手続きの簡素化を図る。また、未受診者がいる船舶所有者に対し、再度健診案内を送付する。 ◆　被扶養者の特定保健指導に係る自己負担額を軽減する。また、特定保健指導対象者に対し、指導を受けるよう働きかけを強化する。 ◆　被扶養者の特定健康診査と市町村が実施するがん検診との同時受診に関する広報を受診券の送付時等に実施する。
(2)　加入者に対する生涯にわたる健康生活支援のための総合的な取組み 加入者一人ひとりの健康増進を図るため、平成 25 年度においては、船員労使団体等が開催する研修会等への講師派遣、加入者の健康状況に応じたオーダーメイドの情報提供（特定保健指導対象者、糖尿病罹患者等を対象）、ホームページを通じた健康情報の提供等を実施する。	(3)　加入者に対する生涯にわたる健康生活支援のための総合的な取組み 加入者一人ひとりの健康増進を図るため、平成 23 年度より実施している「船員保険生涯健康生活支援事業」を平成 24 年度においても引き続き実施することとし、「個人の加入者の健康状況に応じたオーダーメイドの情報提供」、「健康増進を図るための普及啓発素材の作成・配布」、「レセプトデータ及び健診データ等を活用した調査研究」等を実施する。
(3)　福祉事業の着実な実施 ◆　無線医療助言事業の運営及び洋上救急医療の援護を行うなど、船員労働の特殊性を踏まえ、福祉事業の着実な実施を図る。なお、無線医療助言事業については、船員保険病院の運営主体の変更（平成26年4	(4)　福祉事業の着実な実施 ◆　無線医療助言事業の運営及び洋上救急医療の援護を行うなど、船員労働の特殊性を踏まえ、福祉事業の着実な実施を図る。

月）後も事業が円滑に行われるよう、無線医療支援システムの改修などの必要な準備を行う。 ◆　船員の海上勤務の特殊性を踏まえて、疲労回復、静養、家族との団らんの場の提供を目的とした事業を通じ、加入者等の福利厚生の向上を図る。 ◆　保養事業については、平成24年9月13日付けの「船員保険制度に関する懇談会」報告を踏まえ、適切に対応する。 ４．組織運営及び業務改革	◆　船員の海上勤務の特殊性を踏まえて、疲労回復、静養、家族との団らんの場の提供を目的とした事業を通じ、加入者等の福利厚生の向上を図る。 ◆　保養事業については、福祉センターのあり方に関する結論を踏まえ、適切に対応する。 ４．組織運営及び業務改革